

〔古事記傳十五〕道師は、神代紀に道主貴開化天皇の御孫に丹波道主命あり、欽明紀に道君をミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師字を填られたるなり、かくの如く何れも其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰カバミとなれるは、此御世より始まれることなり、さて道師は、此時○武八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも物に見えたることなし。

〔書紀集解二十九〕道師ミチシ按傳諸技藝於諸道各可レ爲師者謂之武難波藥師河内畫師之類非稱道師

〔日本書紀二十二〕十二年九月、是月始定黃書畫師、山背畫師。

〔續日本紀二十一〕天平寶字二年三月己巳、内藥司佑兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等一人十一人言、奈良等遠祖德來、本高麗人歸百濟國、昔泊瀬朝倉朝廷略雄。詔百濟國訪求才人、爰以德來貢進聖朝、德來五世孫惠日、小治由朝廷○推御世、被遣大唐學得醫術、因號藥師、遂以爲姓。今愚闇子孫不論男女、其蒙藥師之姓、竊恐名實錯亂、伏願改藥師字蒙難波連許之。

〔政事要略九十五〕又云○醫疾令醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部及世習、謂藥部者、姓稱藥師者、奈良藥師類也。

○下略

〔姓序考〕道師

道師姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を定め賜へるとき、五曰道師とみえしのみにて、諸氏に賜ひしこと國史にみえず、此御世に改定め給へる眞人姓は、十三年冬十月己卯朔、十三氏に給へり、朝臣給へり、忌寸姓は、十四年六月乙亥朔、五十ニ氏に給へり、宿禰姓は、十二月戊子朔、己卯、五十氏に給へり、忌寸姓を給へるこあるべきに、さらにそのこみえず、故思ふに、忌寸姓さへ給へるとき、はつかに十一氏なりしかば、道師姓は、ことに少かりしにこそありけめ、さるから自然絶しにやあらん、又思ふに、道師姓は、文字のごとく、諸道の師といふ意にて置れし姓にや、さならんには、伴造を如此大號にいはれしにてあるべし、國造ハヒコツノ姓なれ、大號ハヒコツノ姓なれ、伴造は既云しごとく、種々の職をなせるものにしあれば、其部曲の人々の其業にたえたるものを集へて、